



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.124

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

2026年(令和8年)4月号

4
2026

法改正

令和8年4月～ 食事補助の非課税枠が月 3,500 円→7,500 円に拡大!

令和8年4月1日より、従業員への「食事の現物支給」に関する所得税の非課税限度額が、これまでの月額3,500円から7,500円(税抜)へと大幅に引き上げられました。これにより、実質手取りを増やしなが、社会保険料・所得税の負担が増えない福利厚生として、今後ますます注目されます。

適用には以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

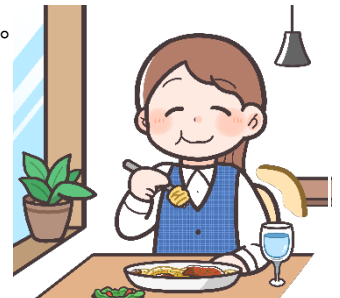
【非課税適用の3つのルール】

- (1) 半分以上は自己負担 ※食事代の50%以上を従業員本人が負担すること。
- (2) 会社負担は月7,500円以内 ※会社からの補助額が月額7,500円(税抜)以下であること。
- (3) 「現金」ではなく「現物」で支給

※社員食堂、仕出し弁当、または食事専用の電子マネーやチケットが対象です。

※「食事手当」として現金で受け取る場合は課税対象となります。

さらなる福利厚生の充実で、健康で活気ある職場を目指しましょう!



★ 現在、食事手当として現金支給している企業は、仕組みを「現物支給」や「食事専用電子マネー」に切り替えることで非課税メリットが生まれます。

法改正

令和8年4月～厚生年金保険および健康保険における食事提供の報酬

社会保険料の報酬に、食事提供現物給付を含める制度がありますが、所得税法の食事補助非課税枠と混同しがちです。こちらは、金銭で支給する給与に上乗せして、保険料の算定の基礎となる報酬に加算しなければいけないものとなります。

令和8年4月から、こちらの金額も変更となりました。



都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額
11 埼玉	24,300	810	200	280	330
12 千葉	24,900	830	210	290	330
13 東京	25,500	850	210	300	340
14 神奈川	25,200	840	210	290	340

……… 食事の提供について、一部を従業員が負担している場合 ……

ちょっと心配になった方もいらっしゃると思いますが、上記の加算は、従業員が食事の一部を負担している場合は適用されません。上記の価格の3分の2以上を本人が負担していれば現物供与はないものとして取り扱います。

埼玉県の昼食補助を例に、具体的金額は以下のとおりです。

【昼食弁当代600円 本人負担300円】

食事代の徴収(負担)額

≥

現物給与価額3分の2の価額

280円 × 2/3 ≒ 187円
本人負担300円 > 187円なので
報酬に含める金額は「0円」です。

現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

所得税の非課税要件は、実際の金額ですが、こちらは実際の金額ではなく「国が決めた価格」となります。

施行間近の改正

社会保険の適用拡大 賃金要件が撤廃・企業規模拡大へ

社会保険の加入要件は、従来、フルタイム社員の3/4以上（週40時間であれば週30時間以上）です。2016年10月から大企業（501人以上）を対象に、短時間被保険者の制度が始まりました。10年かけて適用範囲が拡大し、現在は51人以上規模の中小企業まで対象です。この先以下のとおり小規模事業者にも適用が広がり、8年後の2035年には全ての企業で、週20時間以上の全社員が社保加入となります。



企業の規模

短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

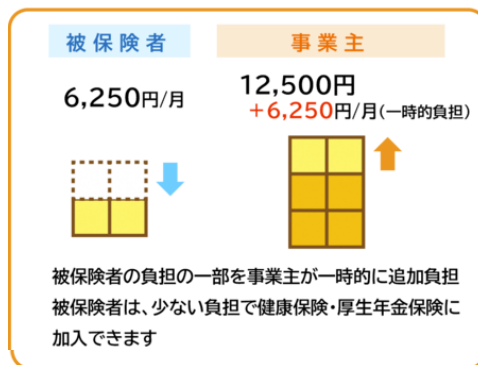


保険料調整制度

2027年10月から適用拡大に該当する企業で、標準報酬月額が低額の被保険者を対象に、保険料調整制度が適用されます。これは、労使折半となる社会保険料を、一時的に、最大で労25%：使75%とする制度です。

一時的に企業が多く負担した保険料は、将来従業員が多く負担するとの事ですが、退職した場合は複雑です。個人的には、あまり使われることのない制度ではないか、という気がしております。

制度利用後



本来の負担



おらせ きりん事務所新メンバー紹介 “川端 由美子（かわばた ゆみこ）”



2月18日よりきりん事務所の一員になりました 川端由美子と申します。

前職は、25年間保育士として勤務し、子どもや保護者の皆様の支援に携わって参りました。充実した日々でしたが、自分のこれからの人生を考えた時に、“もう一度新しいことにチャレンジしてみたい”という強い思いが込み上げました。保育士時代から興味があった労務管理について深く学びたいと思い、新しい世界に飛び込む決意を固め、ご縁を頂ききりん事務所に入社致しました。

現在は勉強の毎日ですが、新しいことを知る楽しさを感じています。保育士時代に培った「心によりそう姿勢」を大切に、丁寧で誠実な対応を心がけてまいります。一日も早く皆様のお役に立てるよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1つの事を極めた方は、異分野でもきっと活躍してくれると信じています。昨年から、既に社労士受験にもトライしている向上心の持ち主で、明るく真面目で、問題解決に向かう柔軟な思考力も持つ、期待のチャレンジャーです。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

◆失敗の原因を素直に認識し、「これは非常にいい体験だった。尊い教訓になった」というところまで心を開く人は、後日進歩し成長する人だと思えます。◆

「素直に認識」し「心を開く」というのはとても大切だと分かっていても、意外に難しいものかもしれません。だからこそ、この2つができると、自ずと「いい体験になった」という領域に到達するものだと思います。

「素直に認識する」ためには、言い訳や他責といった自己防衛的な思考を捨て、自らの判断や行動に潜む問題だけを徹底的に見つめる勇気が必要です。痛みを伴う自己分析から逃げて他責を求めてしまわないこと。

チャレンジをする限り、私たちは誰もが失敗をします。重要なのは、失敗しないことではなく、失敗したときに、どう反応し、どう向き合い、そこから何を学び取るか、だと思います。失敗はしたくないですけどね(;^ω^)

今月は、1918年23歳で松下電器を創業し、のちに「経営の神様」と呼ばれ、享年94歳まで日本の産業に大きな影響を与え続けた、松下幸之助氏の名言をご紹介いたしました。